

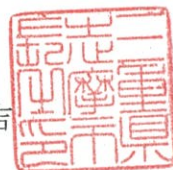


志摩市告示第103号

志摩市政策推進本部設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市政策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な市政の運営及び持続可能なまちづくりを図るため、志摩市政策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 総合計画、地方創生及び行政改革の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は教育長、会計管理者、消防長、各部長及び各参事のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 本部に、専門の事項を調査検討させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会の部会長及び部会員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(部会の運営)

第7条 部会長は、部会を招集し、会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、政策推進部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(志摩市総合計画策定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 志摩市総合計画策定委員会設置要綱(令和2年志摩市告示第142号)
- (2) 志摩市地方創生推進本部設置要綱(平成27年志摩市告示第20号)
- (3) 志摩市行政改革推進本部設置要綱(平成16年志摩市告示第96号)
- (4) 志摩市SDGs推進本部設置要綱(令和元年志摩市告示第33号)
- (5) 太平洋・島サミット推進本部設置要綱(令和2年志摩市告示第36号)